## 改正点を網羅的に理解したい人のための

# 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei

### 中国商標法44条および45条と無効宣告

第16回の本稿の前半部分では、無効宣告制度に関する44条および 45条を取り上げる。また、後半部分では、無効宣告請求に関連す る実際の事件で、社名に関する事件、自然人の氏名に関する事件、 馳名商標(著名商標)に関する事件の3件を取り上げる。



#### 1. はじめに

第三次商標法改正により従前あった 「取消制度」と「係争手続き」を統合 して、第5章に「無効宣告制度」の規 定がまとめられた。

商標評審委員会による無効審判事件 の審理期間や期間延長に関する規定を 新設し、さらに、商標が無効にされた 場合の遡及効などの効果を明確にする 等、多くの改正を行った。

本稿では、絶対的無効理由に関する 44条、相対的無効理由に関する45条 を中心に取り上げ、中国で話題となっ た無効宣告に関係する3つの事件を紹 介する。

### 2. 中国商標法44条

「登録された商標が本法10条、11 条、12条の規定に違反している場合、 または欺瞞的な手段もしくはその他の 不正な手段で登録を得た場合、商標局 は当該登録商標の無効を宣告する。他 のいかなる組織または個人も、商標評 審委員会にその登録商標の無効を請求 することができる。

商標局は登録商標の無効を宣告する ことを裁定した場合、書面により当事 者に通知しなければならない。当事者 は商標局の裁定に不服がある場合、通 知書受領日から15日以内に商標評審 委員会に評審を請求することができ る。商標評審委員会は、その請求書の 受領日から9カ月以内に裁定をし、か つ書面により当事者に通知しなければ ならない。特別な事情により延長の必 要がある場合、国務院工商行政管理部 門の許可を得た後、3カ月延長するこ とができる。当事者は商標評審委員会 の裁定に不服がある場合、通知受領日 から30日以内に人民法院に提訴する ことができる。

他のいかなる組織または個人も、商 標評審委員会に登録商標の無効宣告を 請求する場合、商標評審委員会はその 請求を受領後、書面により関係当事者 に通知し、かつ期限を設けて答弁を行 うように要求する。商標評審委員会は、 その請求書の受領日から9カ月以内に 登録商標の維持または無効の裁定を し、書面により当事者に通知しなけれ ばならない。特別な事情により延長の 必要がある場合、国務院工商行政管理 部門の許可を得た後、3カ月延長する ことができる。当事者は商標評審委員 会の裁定に不服がある場合、通知受領 日から30日以内に人民法院に提訴す ることができる。人民法院は商標裁定 手続きの相手方当事者に第三者として 訴訟に参加するように通知しなければ ならない

44条は誰が出願しても登録すべき ではないような公的な理由(例えば識 別力を欠く商標)、いわゆる絶対的無 効理由に関する規定である。

44条1項は、無効理由を列挙し、 請求人適格について、「何人も」可能 であると規定している。特に請求がな くても、商標局自らが無効を宣告でき る規定となっている点は、日本の無効 審判制度とは異なる(商標局による自 発的な無効の宣告は現実的にはほとん どない)。なお、商標局自ら無効の宣 告ができるのは、44条の絶対的無効 理由のみである。

44条2項は、商標局による、同3



項は、それ以外の者による無効宣告の 請求手続きに関して定めている。いず れも審理期間を規定しており、後述す る相対的無効理由の審理期間より短 い。公的な理由であり、より迅速に審 理を進める必要があるという姿勢がう かがえる。なお、審理期間は9カ月以 内とされているが、特別な事情がある 場合には延長される。

無効宣告の請求は、商標評審委員会 に対して行う必要がある。また、同委 員会の裁定に対して不服がある場合 は、いずれの当事者も人民法院に訴訟 を提起することができる。

#### 3. 中国商標法45条

「登録された商標が、本法13条2項 および3項、15条、16条1項、30条、 31条、32条の規定に違反している場 合、当該商標の登録日から5年以内に、 先行権利者または関係当事者は商標評 審委員会に当該登録商標の無効宣告を 請求することができる。ただし、悪意 による著名商標の登録の場合、その真 の所有者に対しては5年間の制限はな ر١<sub>°</sub>

商標評審委員会は、登録商標の無効 宣告の請求を受けた後、書面により関 係当事者に通知し、かつ期限を設けて 答弁を行うように要求する。商標評審 委員会は、その請求書の受領日から 12カ月以内に登録商標の維持または 無効宣告の裁定をし、かつ書面により 当事者に通知しなければならない。特 別な事情により延長の必要がある場 合、国務院工商行政管理部門の許可を 得た後、6カ月延長することができる。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服 がある場合、通知受領日から30日以 内に人民法院に提訴することができ る。人民法院は商標裁定手続きの相手 方当事者に第三者として訴訟に参加す るように通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定に基 づいて無効請求を審査するにあたり、 関連する先行権利の確定において人民 法院が審理中または行政機関が処理中 の案件の結果を根拠としなければなら ない場合、審査を中止できる。中止の 原因が消滅した後、審査手続きを回復 しなければならない

45条は、相対的無効理由について 規定している。44条と異なり、無効 宣告の請求人適格は先行権利者または 関係当事者に限定されている。また、 44条の絶対的無効理由については除 斥期間がないのに対し、相対的無効理 由については、悪意による著名商標の 登録の場合を除き、登録日から5年の 制限がある。

45条2項は、44条2項、3項と同 様に審理期間が規定されているが、 12カ月となっており、絶対的無効理 由に比べると期間が長い。また特殊な 事情がある場合の延長期間も6カ月と 絶対的無効理由に比べると長い。

45条3項は、44条にはない規定で、 例えば、正当な権利者が誰か人民法院 で争っている場合、当該判決が下され るまで、無効審判の審理を中止できる。 ただし、中止の原因が消滅した後は、 審理を再開しなければならない。

## 4、「ALEPHおよび図形商標」 審決取消訴訟事件((2009) 高行終字第655号》

株式会社日本アレフは、1981年に アレフおよび図面(日本アレフ社の マーク) の商標を日本で登録し、台湾 に支社を設立して、「艾礼富」(アレフ の音訳)を台湾や香港などの支社の名 称として使用を開始した。

1994年、同社は中国大陸の深センに 深セン艾礼富社電子工場を設立した。 本事件の当事者の1人であるW氏は、 1994年から上記工場に在籍し、退職 後の1998年には上海騰安科技発展有 限公司を設立し、本事件の争いとなっ た商標である艾礼富ALEPHおよび図 の商標(商標登録1060011号)を第三 者から譲り受けた。

2002年、日本アレフの子会社は、商 標評審委員会に対して本件事件に係る 商標が不正登録に該当し、悪意で他人

#### 商標登録第1060011号



の先の権利を侵害しているとして本件 商標の取り消しを請求した。同委員会 は、請求人の証拠が商標権者に悪意が あることおよび請求人の先の権利を侵 害している事実を証明できないとし て、請求を棄却した。

その後、請求人は商標評審委員会の 審決を不服として、訴訟を提起、2審 では同委員会の事実調査に漏れがある とし、差し戻し判決がなされた。

2009年、商標評審委員会は、日本 アレフのマークは著作物性がなく、商 標権者の商標は請求人の先の権利を侵 害するとの前提を欠くものであるとし て、請求人の請求を再度棄却した。

2011年、1審判決では、評審委員 会の判断と異なる認定を行った。すな わち、「日本アレフの社標(マーク)は、 独創性を有し、著作権法的な意味にお いて美術作品に該当する。原告の深セ ン艾礼富社が提出した証拠も日本アレ フの社標が美術作品に属し、かつ同社 がそれに対して著作権を享有すると認 められ、当該先の権利は法律により保 護されるべきである」として、商標登 録1060011号を取り消した(2審でも 上記判決を支持)。

## 5. 「稲盛かずお商標」(第8453 540号)無効宣告請求事件

係争商標は2010年7月5日に第9 類の「コンピューター、ナビゲーショ ン、携帯電話 などを指定商品として 出願され、2011年7月21日に登録さ れた。

- ●氏名権の侵害に当たり、無効にされ るべきであるとの請求人側の主張:
- ・無効請求人である稲盛和夫氏は、経 営の神様として、日本や中国のみな らず、世界中で極めて著名、中国の 一般大衆にも周知
- ・登録商標の2つの漢字「稲盛」が請 求人の氏名における2文字と完全に 一致、「イナモリカズオ」の片仮名 も請求人の名を表す

#### ●商標評審委員会による無効の判断:

「請求人の証拠に示されたように、 係争商標の外国語部分が請求人の氏名 の日本語表現と完全に一致した。かつ、 係争商標が登録される前に、請求人は、 京セラ社と第二電電社を設立してい る。両社は、通信端末設備や電話サー ビス分野において有数の企業である。

権利者は請求人の許諾を得ずに、請 求人の氏名と同様の文字を商標として 登録しており、他人の氏名権を侵害す るものであって、取り消されるべきで ある

## 6. 「日産嘉禾」審決取消行政訴 訟事件 〈最高裁再審 (2011) 知行第45号》

#### (1)経緯

① 北京市華夏長城高級潤滑油有限責 任公司(以下、F社)の「日産嘉禾お よび図 | 商標が2001年4月に登録さ

れた(商標登録1556379号)。

- ② 2006年4月に、日産自動車株式会 社(以下、日産公司)は、「日産 | 「NISSANおよび図」の2つは馳名商 標(著名商標)であり、「日産嘉禾およ び図」が商標法の関連規定に違反する として、商標評審委員会へ「日産嘉禾 および図」を取り消すように申請した。 ③ 2009年4月に、商標評審委員会は、 日産公司の両商標が馳名商標であり、 「日産嘉禾および図」の登録が旧商標 法13条2項に違反しているとして、 これを取り消す裁定を下した。
- ④ F社は、上記裁定を不服として、 2009年5月に、北京市第一中級人民 法院へ行政訴訟を提起したが、同年 12月、同人民法院は、評審委員会の 裁定を維持する判決を下した。
- ⑤ F 社は、北京高級人民法院へ上訴

#### 商標登録第1556379号

(指定商品:第4類「潤滑油、潤滑剤」など)

出願日:2000年3月23日 登録日:2001年4月21日 権利者: 華夏長城公司



#### 商標登録第99443号

(指定商品:第12類「自動車部品」など)

登録日:1979年11月28日

権利者:日産公司



#### 商標登録第739763号

(指定商品:第12類「車両」など)

出願日:1993年9月8日 登録日:1995年4月14日

権利者:日産公司





したが、同人民法院は、上訴を棄却し、 原審の判決結果を維持した。

#### (2)北京市第一中級人民法院の認定

- ① 日産公司が提出した資料は、同社 が中国において高い知名度を有するこ とを示す。同社の「日産」「NISSAN および図 | の商標は、それぞれ1979 年と1995年に、自動車などの商品に おいて、中国で登録が認められ、かつ 使用されている。
- ② 日産公司は、前記2つの商標につ いて継続的に広告宣伝を行っている。
- ③ 前記2つの商標は、文字構造およ び構図設計にも、極めて強い創意性を 有し、「日産嘉禾および図」の文字部 分と商標「日産」が類似し、その図形 部分と「NISSANおよび図」の構図が 近似するので、当該商標は、全体的に はこれらの商標に類似し、公衆を惑わ せやすい。
- ④ 北京日産嘉禾潤滑油有限公司(以 下、北京日産嘉禾公司)は、商標の使 用において、その製品包装およびオン ライン広告で大量の日本語および 「NISSAN JIAHE | (筆者注: JIAHEは、 嘉禾の中国語発音)を使用している。 調査によると、北京日産嘉禾公司の住 所はF社と同じであり、その出資者も 基本的に同じである。
- ⑤ 北京日産嘉禾公司は、潤滑油など の商品について、トヨタ、ホンダ、ソ ナタなどの多くの著名な自動車ブラン ドの商標を不正登録していた。これら

の事実によれば、「日産嘉禾および図| の使用者は意図的に関連公衆に引用商 標と混同させようとしているものと考 えられる。

これらの事例(前記5は、審判事件) は、この十数年間、中国で多発した他 人の商標をそのままあるいは多少の改 変を加えて、他人の名前や社名を登録 するなどの典型的な事件である。

同種の事件の多発を受け、商標法の 無効理由をより詳細に類型化し、より 明確に対処可能にしようという動きが ある。例えば、2017年3月1日施行 の司法解釈「最高人民法院による商標 権付与を確認する行政訴訟事件の若干 問題に関する規定 | (法釈 [2017] 2号) では、20条で商標が自然人の氏名権を 害する場合について規定をしている。

また、類型化以外の取り組みについ ては、2016年12月14日まで商標評審 裁定の情報は開示されておらず、明確

な無効宣告の統計データがないような 状況であったが、事件に関する情報公 開が改善されてきている。

2016年12月に開示されるように なって以降同委員会が下したもので 2017年3月10日の時点までに確認で きた60件の商標無効宣告請求裁定書 の情報によると、請求人が44条と45 条(絶対的無効理由と相対的無効理由 の組み合わせ) 双方を請求理由に挙げ る場合が約75%、44条(絶対的無効 理由)のみが約18%、45条(相対的 無効理由)のみは約7%と少なく、商 標評審委員会の裁定理由を見てみる と、約80%が45条(相対的無効理由) を理由とするもので、44条(絶対的 無効理由)が約13%、44条と45条い ずれもが約7%であった。

#### 8. おわりに

44条と45条を紹介し、無効宣告制 度について取り上げた。次回も審査や 審判に関して取り上げる予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士 早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。

中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。

2015 年国際商標協会発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就 任、国際的に活躍している。

【連絡先】〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル 5F info@suneast-ip.com

韓 登営 (Kan Touei) チャイナ (華夏) 正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士 長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審 決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転 勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室 IEL(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com